

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	2022年1月14日
【四半期会計期間】	第37期第1四半期（自 2021年9月1日 至 2021年11月30日）
【会社名】	プリントネット株式会社
【英訳名】	PRINTNET INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小田原 洋一
【本店の所在の場所】	鹿児島県鹿児島市城南町10番7号
【電話番号】	050-3734-6495（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 赤江 地衣
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号 新東京ビル7階
【電話番号】	03-3217-5355（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 赤江 地衣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第36期 第1四半期累計期間	第37期 第1四半期累計期間	第36期
会計期間	自 2020年11月1日 至 2021年1月31日	自 2021年9月1日 至 2021年11月30日	自 2020年11月1日 至 2021年8月31日
売上高 (千円)	2,142,645	2,232,061	7,162,200
経常利益 (千円)	19,964	122,949	213,052
四半期(当期)純利益 (千円)	9,063	105,707	143,431
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	815,722	815,722	815,722
発行済株式総数 (株)	5,460,400	5,460,400	5,460,400
純資産額 (千円)	2,991,227	3,076,326	3,032,506
総資産額 (千円)	7,095,943	6,794,975	6,703,412
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	1.76	21.30	28.30
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	21.28	28.29
1株当たり配当額 (円)	-	-	10.00
自己資本比率 (%)	42.2	45.3	45.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第36期及び第37期第1四半期累計期間は、配当を実施しておりませんので、1株当たり配当額については記載しておりません。
4. 第36期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第36期は、2021年11月1日から2021年8月31日までの10ヶ月を対象とした変則決算となっております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。
 また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、前事業年度である2021年8月期は決算期変更に伴い、2021年11月1日から2021年8月31日までの10ヶ月を対象とした変則決算となっております。このため、対前年同期比については期間が異なることから記載しておりません。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、依然として新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、景気の先行きが不透明な状況にあります。

印刷業界におきましては、ここ20年以上にわたり、デジタル化の拡大とともに、印刷物の需要が減少傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの自粛などが続き、印刷需要がさらに落ち込んでおります。しかし、このような環境下でも、ネット印刷通販業界はコロナ禍以前の5年間において毎年10%程度市場規模が拡大していたと言われており、新型コロナウイルス感染症の影響に関しても、印刷業全体に比べ印刷需要の落ち込みは少なかったと考えております。

このような状況のもと、当社は強みをさらに伸ばすため、顧客対応の改善や従業員の多能工化による人員の適正化及び効率化を行ってきました。また、将来に向けて、売上拡大や顧客の囲い込みを目的として次世代基幹システムの構築を開始しております。なお、当第1四半期会計期間末時点で稼働している大型オフセット印刷機は、前事業年度末と変わらず合計9台となっております。

当第1四半期累計期間において、印刷売上高は2,220,035千円、大口得意先()への印刷売上高は901,936千円、大口得意先以外の会員の印刷売上高は1,318,098千円となりました。また、新規会員数は4,004社(予想における通期累計新規会員数に対する進捗率34.3%)であり、パートナー企業以外の新規及び既存を含めた会員1社当たりの平均売上高は7,160円となっております。なお、1社当たりの新規獲得に係る広告宣伝活動における単価は9,904円となっております。

(昨年までは、パートナー企業と記載しておりましたが、今期より大口得意先と記載変更しております。)

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は2,232,061千円、営業利益は103,667千円、経常利益は122,949千円、四半期純利益は105,707千円となりました。

なお、当社の事業は単一セグメント(インターネットによる印刷物等の通信販売事業、以下「ネット印刷通信販売事業」という。)であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産合計は、前事業年度末に比べ222,293千円増加し、2,517,140千円となりました。その主な要因は、売掛金及び受取手形が121,866千円増加したこと及びその他が73,426千円増加したこと等によるものです。

当第1四半期会計期間末における固定資産合計は、前事業年度末に比べ130,730千円減少し、4,277,834千円となりました。その主な要因は、機械及び装置が67,815千円減少したこと等によるものです。

この結果、当第1四半期会計期間末における資産合計は前事業年度末に比べ91,562千円増加し、6,794,975千円となりました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債合計は、前事業年度末に比べ48,002千円増加し、1,897,936千円となりました。その主な要因は、買掛金が49,604千円増加したこと等によるものです。

当第1四半期会計期間末における固定負債合計は、前事業年度末に比べ259千円減少し、1,820,712千円となりました。その主な要因は、ポイント引当金が17,772千円減少した一方、その他が8,856千円増加したこと等によるものです。

この結果、当第1四半期会計期間末における負債合計は前事業年度末に比べ47,742千円増加し、3,718,649千円となりました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ43,820千円増加し、3,076,326千円となりました。その要因は、利益剰余金が56,074千円増加した一方、その他有価証券評価差額換算金が12,674千円減少したこと等によるものです。

この結果、自己資本比率は45.3%となり、前事業年度末に比べ0.1ポイント増加しました。

(3) 経営方針・経営戦略等及び指標等

当第1四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等及び指標等について重要な変更及び新たに定めた経営方針等はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに発生した課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,500,000
計	17,500,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年11月30日)	提出日現在発行数 (株) (2022年1月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,460,400	5,460,400	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株で あります。
計	5,460,400	5,460,400	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2022年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2021年10月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名
新株予約権の数(個)	432
新株予約権の内自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 43,200株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	795
新株予約権の行使期間	自 2023年10月15日から2027年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,006 資本組入額 503
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、期間満了による退任、定年退職、その他正当な理由であると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併分割契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。</p> <p>（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価格を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。</p>
---------------------------------	---

新株予約権発行時（2021年10月29日）における内容を記載しております。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年9月1日～ 2021年11月30日	-	5,460,400	-	815,722	-	795,722

（5）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年8月31日)に基づく株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

2021年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 497,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,962,600	49,626	-
単元未満株式	普通株式 800	-	1単元(100株)未満株式
発行済株式総数	5,460,400	-	-
総株主の議決権	-	49,626	-

(注) 単元未満株式には自己株式48株が含まれております。

【自己株式等】

2021年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
プリントネット株式会社	鹿児島県鹿児島市城南町10番7号	497,000	-	497,000	9.10
計	-	497,000	-	497,000	9.10

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年9月1日から2021年11月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年9月1日から2021年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、史彩監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 決算期変更について

当社は、2021年1月28日開催の第35期定時株主総会において、定款一部変更の件を決議し、決算日を10月31日から8月31日へと変更いたしました。従いまして、前第1四半期累計期間は、2020年11月1日から2021年1月31日まで、当第1四半期累計期間は、2021年9月1日から2021年11月30日までとなっております。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年8月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,018,967	1,045,591
受取手形及び売掛金	633,285	755,151
製品	7,384	7,625
仕掛品	22,125	23,332
原材料及び貯蔵品	401,662	401,031
未収還付法人税等	177	177
その他	213,530	286,956
貸倒引当金	2,286	2,726
流動資産合計	2,294,847	2,517,140
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,062,950	1,047,560
機械及び装置(純額)	2,159,739	2,091,924
土地	594,809	594,809
その他(純額)	188,910	185,930
有形固定資産合計	4,006,409	3,920,225
無形固定資産		
投資その他の資産	119,016	131,072
投資その他の資産	292,757	242,525
貸倒引当金	9,618	15,988
投資その他の資産合計	283,138	226,536
固定資産合計	4,408,565	4,277,834
資産合計	6,703,412	6,794,975
負債の部		
流動負債		
買掛金	667,619	717,224
1年内返済予定の長期借入金	632,837	651,572
未払法人税等	70,000	61,198
賞与引当金	51,793	25,896
その他	427,683	442,044
流動負債合計	1,849,934	1,897,936
固定負債		
長期借入金	1,443,002	1,446,755
ポイント引当金	80,280	62,508
退職給付引当金	85,732	90,484
役員退職慰労引当金	4,545	4,695
長期未払金	207,325	207,325
その他	86	8,942
固定負債合計	1,820,972	1,820,712
負債合計	3,670,906	3,718,649
純資産の部		
株主資本		
資本金	815,722	815,722
資本剰余金	796,985	796,985
利益剰余金	1,696,317	1,752,391
自己株式	278,399	278,399
株主資本合計	3,030,625	3,086,700
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,880	10,793
評価・換算差額等合計	1,880	10,793
新株予約権	-	420
純資産合計	3,032,506	3,076,326
負債純資産合計	6,703,412	6,794,975

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)
売上高	2,142,645	2,232,061
売上原価	1,718,185	1,722,065
売上総利益	424,460	509,995
販売費及び一般管理費	395,801	406,327
営業利益	28,658	103,667
営業外収益		
受取利息	6	9
受取配当金	622	933
受取賃貸料	2,115	2,526
雇用調整助成金	4,818	-
受取補償金	-	17,294
その他	139	408
営業外収益合計	7,702	21,171
営業外費用		
支払利息	2,185	1,494
賃貸費用	357	395
支払賃借料	13,450	-
支払手数料	402	-
営業外費用合計	16,395	1,889
経常利益	19,964	122,949
特別利益		
保険解約返戻金	1,027	58,507
特別利益合計	1,027	58,507
特別損失		
工場閉鎖損失	1,306	-
固定資産除却損	-	864
特別損失合計	1,306	864
税引前四半期純利益	19,686	180,593
法人税、住民税及び事業税	16,167	53,185
法人税等調整額	5,544	21,700
法人税等合計	10,623	74,885
四半期純利益	9,063	105,707

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

・自社ポイント制度に係る収益認識

顧客への販売に伴って付与する自社ポイントについて、従来は、将来のポイント使用に備えるため将来使用されると見込まれる額を「ポイント引当金」として計上する方法によっておりましたが、履行義務として識別し、収益の計上を契約負債として繰り延べる方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来会計処理と比較して、当第1四半期累計期間の売上高は16,343千円、販売費及び一般管理費は16,343千円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益、税引前四半期純利益には影響ありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)
減価償却費	122,973千円	122,735千円
のれん償却費	6,000	6,000

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2020年11月1日 至 2021年1月31日)

当社は、ネット印刷通信販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)

当社は、ネット印刷通信販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	当第1四半期累計期間 (自2021年9月1日 至2021年11月30日)
売上高	
印刷売上高	2,220,035
資材売上高	11,023
その他売上高	1,002
顧客との契約から生じる収益	2,232,061
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,232,061

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	1円76銭	21円30銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	9,063	105,707
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	9,063	105,707
普通株式の期中平均株式数(株)	5,150,170	4,963,352
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	21円28銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
(うち支払利息(税額相当額控除後)(千円))	-	-
(うち優先配当額(千円))	-	-
普通株式増加額(株)	-	3,684
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	2021年10月14日開催の取締役会決議による第2回新株予約権 新株予約権の数 432個 (普通株式 43,200株)

(注) 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年1月14日

プリントネット株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人
東京都品川区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 肇

指定社員
業務執行社員 公認会計士 人見 亮三郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているプリントネット株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの第37期事業年度の第1四半期会計期間（2021年9月1日から2021年11月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年9月1日から2021年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、プリントネット株式会社の2021年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、

四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は、当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。